画官一人、企業内人材開発支援企画官一人、職業能力検定官六人、主任職業能力検定官一人及び海外協力企画官一人を置く。

（削る）

2～10　（略）

11　海外協力企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち人材開発統括官の所掌事務に係る国際協力に関する事務（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第二条第一項に規定する技能実習に関するものを除く。）を助ける。

（政策企画官、社会保障財政企画官、政策立案・評価推進官、サイバーセキュリティ監査官、特別サイバーセキュリティ監査官、労働経済調査官、統計企画調整官、審査解析官、保健統計官、社会統計官、世帯統計官、賃金福祉統計官、統計管理官、情報システム管理官及び調査官）

第七十四条　本省に、政策企画官四人、社会保障財政企画官一人、政策立案・評価推進官一人、サイバーセキュリティ監査官二人、特別サイバーセキュリティ監査官一人、労働経済調査官一人、統計企画調整官一人、審査解析官一人、保健統計官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、社会統計官一人、世帯統計官一人、賃金福祉統計官一人、統計管理官二人、情報システム管理官一人及び調査官二人を置く。

2・3　（略）

4　政策立案・評価推進官は、命を受けて、参事官の職務のうち政策評価をはじめとする特定事項の調査、企画及び立案並びに合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に係るものを助ける。

5～15　（略）

16　調査官は、命を受けて、参事官の職務のうち労働関係に関する特定事項及び労働に関する統計調査に関する専門的事項の調査、企画及び立案を助ける。

（削る）

第七十五条　削除

（審査官並びに特別専門官及び主任特別専門官）

第七百九十五条　中央労働委員会（以下この節において「委員会」という。）の事務局に、審査官三人並びに特別専門官二人及び主任特別専門官一人を置く。

2　（略）

3　特別専門官及び主任特別専門官は、検察官をもって充てる。

4　（略）

5　主任特別専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び特別専門官の行う事務の調整に当たる。

（審査室並びに訟務官及び主任訟務官）

第七百九十七条　委員会の事務局審査課に、審査室並びに訟務官五人及び主任訟務官一人を置く。

2・3　（略）

4～14　（略）

15　調査官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案の調整に関する事務のうち合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二　労働関係に関する特定事項及び労働に関する統計調査に関する専門的事項の調査、企画及び立案に関すること。

（政策評価推進官）

第七十五条　本省に、政策評価推進官一人を置く。

2　政策評価推進官は、政策評価官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案を助ける。

（審査官及び特別専門官）

第七百九十五条　中央労働委員会（以下この節において「委員会」という。）の事務局に、審査官三人及び特別専門官二人を置く。

2　（略）

3　特別専門官は、検察官をもって充てる。

4　（略）

（新設）

（審査室並びに行政執行法人審査官並びに訟務官及び主任訟務官）

第七百九十七条　委員会の事務局審査課に、審査室並びに行政執行法人審査官一人並びに訟務官五人及び主任訟務官一人を置く。

2・3　（略）